



組織内弁護士(特定任期付職員又は任期付短時間職員)の再募集について

令和3年8月10日から9月15日まで組織内弁護士(特定任期付職員)の募集を行いました
が、応募はありませんでした。

つきましては、募集条件を次のとおり変更し、再募集を行います。

当該募集については、ホームページに掲載するほか、日本弁護士連合会及び広島弁護士会を通じて全国の弁護士へ周知します。

1 採用の方法等

(1) 任用形態、資格等

○採用人数：1名

○任用形態：特定任期付職員又は任期付短時間職員のいずれかを選択可能

※短時間の場合は弁護士業務との兼務可能

○任期：2年(特定任期付職員においては、正規職員に任用替えをする場合あり)

○勤務時間：特定任期付職員：週38時間45分

任期付短時間職員：週15時間30分以上で個別協議

○資格：弁護士名簿に登録されており、弁護士としての職務経験が1年以上ある50歳までの者

(2) 選考方法

○第1次選考：提出書類(履歴書等)による書類選考を行います。

○第2次選考：個別面接を行います。

2 スケジュール

令和3年12月13日～ 募集開始(随時募集)

12月中旬～ 書類選考, 個別面接



令和3年度 呉市職員採用選考 選考案内

< 弁護士（特定任期付職員又は任期付短時間職員） >

◆ 申込受付期間 令和3年12月13日（水）から随時

< 前回募集からの主な変更点 >

- 任用形態について、特定任期付職員又は任期付短時間職員のいずれかを選択可能としました。
※任期付短時間職員の場合は弁護士業務との兼務が可能です。
- 受験資格について、弁護士としての職務経験の必要年数を3年から1年へ短縮しました。
- 募集期間を12月13日から随時受付としました。

1 採用職種、採用予定者数及び職務内容

職 種	採用予定者数	職 務 内 容
弁護士 (特定任期付職員又は 任期付短時間職員)	1名	市長事務部局等において、職員に対する指導、法務相談及び人材育成、行政不服申立てへの対応、コンプライアンスの施策立案、条例、規則の制定、改廃に伴う法務指導及び訴訟対応に関する業務に従事します。

※「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第3条第1項又は第5条第1項及び「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」第2条第1項又は第4条第1項の規定に基づく採用となります。

2 受験資格

職 種	年齢・資格等（学歴は問いません。）
弁護士 (特定任期付職員又は 任期付短時間職員)	昭和46年4月2日以降に生まれた者（令和4年4月1日の年齢で50歳までの者）で、次のいずれにも該当するもの (1) 弁護士の資格を有し、弁護士名簿に登録されている者 (2) 弁護士としての実務経験を1年以上（令和4年4月1日現在）有する者

ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者は、応募できません。なお、日本国籍を有していなくても、永住者又は特別永住者であれば受験は可能です。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 呉市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考の日時・内容、場所及び結果発表

区 分	選考内容	日 時	場 所	結果発表等
第1次選考	書類選考			令和3年12月中旬から随時
第2次選考	個別面接	令和3年12月下旬から随時	呉市中央4丁目1番6号 呉市役所会議室等	試験日からおおむね2週間以内

※ 選考の結果は、受験者全員に文書で通知します。

※ 選考の日時等は予定を記載していますが、選考の手続の際に改めて通知します。

4 申込手続等

提出書類	◆令和3年度呉市職員採用選考申込書（弁護士） 1通 ◆職務経歴書 1通 ◆写真 2枚（申込み前3か月以内に撮影した脱帽、正面、上半身のものを所定の位置（申込書2箇所）に貼ってください。） ◆弁護士登録証明書の写し 1通 ◆返信用封筒〔長形3号(12cm×23.5cm)の封筒に、84円切手を貼り、郵便番号・宛先・氏名を明記したもの〕 ※受験票は切り取らないで提出してください。
提出場所	呉市総務部人事課へ郵送してください（持参も可能ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からできるだけ郵送での提出をお願いします。）。
その他	呉市ホームページに掲載している「呉市職員採用選考申込書（弁護士）」及び「職務経歴書」をダウンロードして印刷したものを提出書類として使用することもできます。

5 採用と給与

- (1) 合格者は、令和4年4月1日以降で採用予定ですが、採用日については相談に応じます。
- (2) 特定任期付職員においては、フルタイム（週38時間45分、週5日）勤務となります。
任期付短時間職員においては、15時間30分（週2日勤務）以上で、具体的な勤務時間については相談に応じます。
- (3) 特定任期付職員においては、一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づき、弁護士としての実務経験年数、実績等により決定した給与のほか、諸手当等（扶養手当、住居手当、管理職手当、勤勉手当、時間外勤務手当、休日勤務手当を除きます。）を支給します。
任期付短時間職員においては、呉市職員の給与に関する条例に基づき、一般職給料表の4級101号給の月額給料（395,000円）から勤務時間に応じて算出した給与のほか、諸手当等（初任給調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当を除きます）を支給します。

【参考】給与額の例

【特定任期付職員】

	3号給	4号給
月額給料	472,000	533,000
期末手当(3.35月)	1,581,200	1,785,550
年収	7,245,200	8,181,550

【任期付短時間職員】

	15時間30分 (週2日勤務)	23時間15分 (週3日勤務)
月額給料	158,000	237,000
期末勤勉手当(4.45月)	794,503	1,191,755
年収	2,690,503	4,035,755

6 受動喫煙防止措置

原則として、敷地内を禁煙としています。

7 任期付職員の任用期間について

- (1) 任用期間は原則として令和6年3月31日までですが、必要に応じて採用日から5年以内の範囲で任期を更新する場合があります。
- (2) 特定任期付職員においては、勤務成績が極めて優秀であれば、ご本人の希望を踏まえ、任期の定めのない正規職員に任用替えをする場合があります。

8 試験成績の通知

選考で不合格となった方で希望される方に対して、試験成績をお知らせします。
選考時に配布する「成績照会書」により請求してください。

9 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を踏まえ、募集期間や試験の日時等が変更になる場合があります。変更に際しては呉市ホームページでお知らせしますので、確認してください。
- (2) 受験に当たって、口利き行為などがあった場合は、受験をご遠慮いただくこととなりますので、ご承知おきください。

<試験会場>



【JR】JR呉線 呉駅から北へ徒歩15分

【バス】呉駅から広島電鉄バス辰川線31番系統「呉市役所前」で下車

【自動車】

- ◆ 広島方面から…
 - ・クエアライン側から「裁判所前」交差点を直進
 - ・国道31号線「昭和橋西詰」交差点を左折
- ◆ 広方面から…
 - ・国道185号線「林山新道」を直進して「休山トンネル西口」を左折
 - ・「すこやかセンターくれ前」交差点を右折

※駐車場は有料です。

呉氏です。



全力で可愛がってクレ!

申込・問い合わせ先

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 呉市役所4階
呉市総務部人事課 人事研修グループ
TEL (0823) 25-3292 〈直通〉
FAX (0823) 21-8849
〈呉市ホームページ〉
<http://www.city.kure.lg.jp/>